

地域共生社会とは

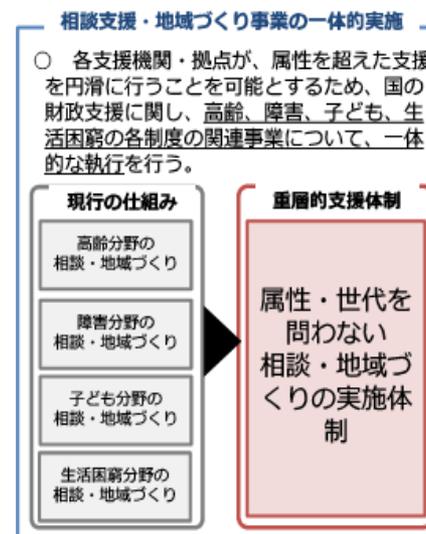
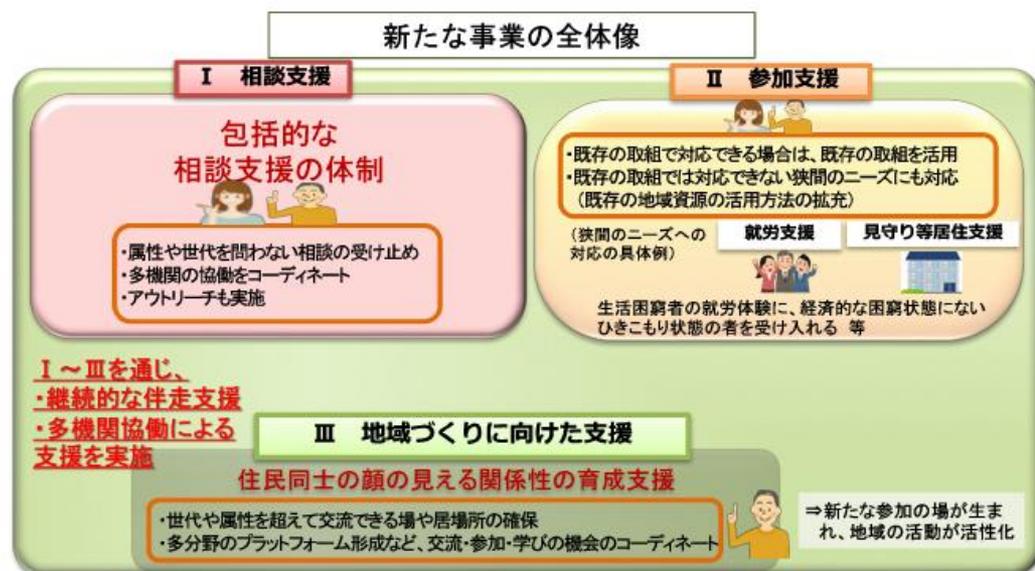
⇒ 制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が**我が事**として参画し、人と人、人と資源が世代や文化を越えて**丸ごと**つながることで、住民一人ひとり暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）



令和2年6月に社会福祉法を改正。地域共生社会を実現するための仕組みとして重層的支援体制整備事業を新設。

重層的支援体制整備事業とは

⇒ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の**複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築**するため、**属性を問わない**相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業をいう。



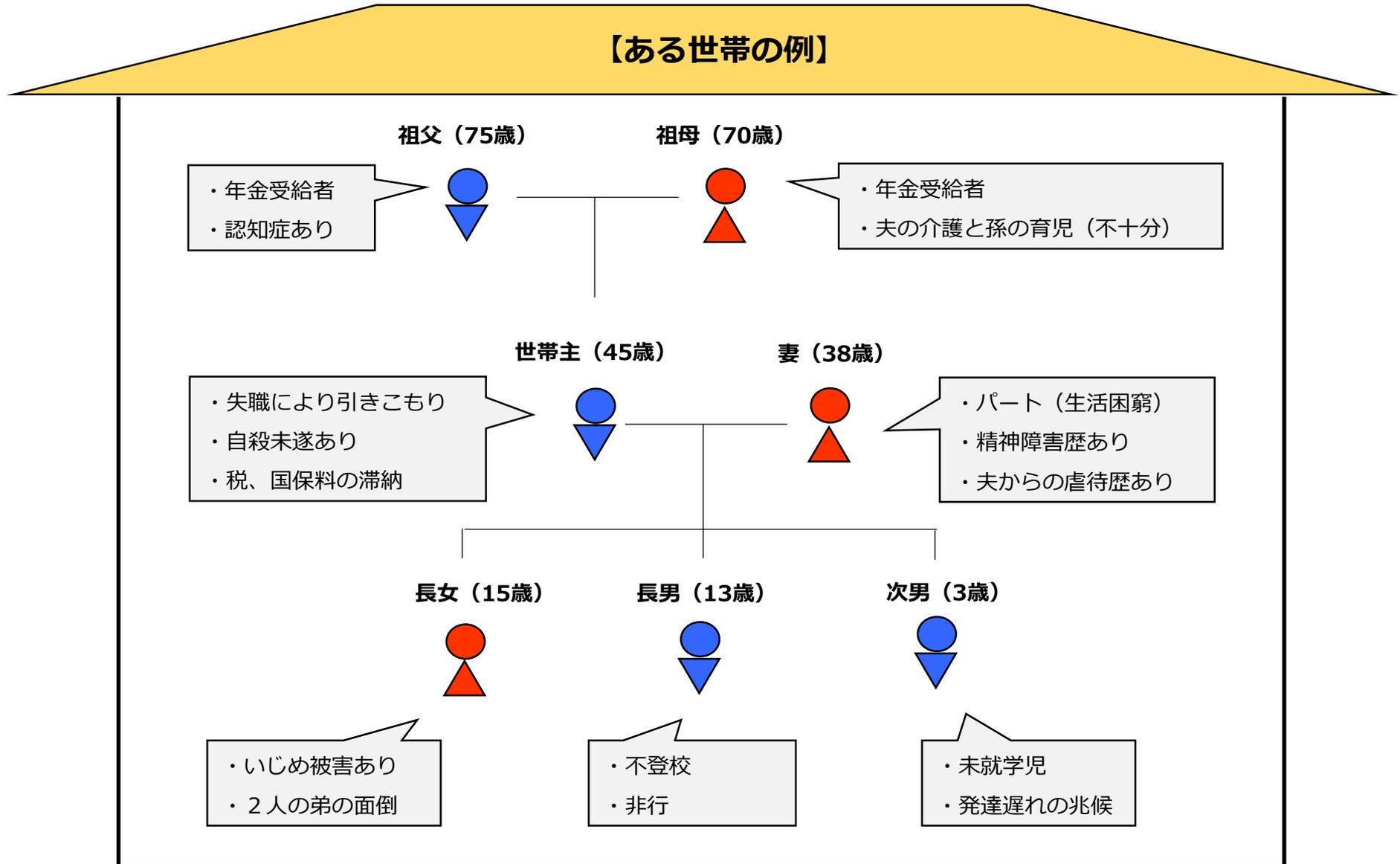
⇒ **事業の対象**は、課題が制度の狭間・隙間にある場合や、課題が複合化・複雑化している場合に**既存の制度下では対応を図ることが困難**である性質のものとなる。

<重層的支援の対象になると考えられる例>

ケース	内容・課題等
8050問題、引きこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・80代の「親」が50代の「子ども」の生活を支える問題 ・背景に、引きこもりの長期高齢化あり。引きこもりには、精神疾患や障害の要因が考えられる場合も
自殺	<ul style="list-style-type: none"> ・経済問題、生活問題、健康問題、家庭問題、勤務問題など要因は様々 ・これらの様々な要因が連鎖する中で発生するケースも
虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等が存在し、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等種別も様々 ・身体的、精神的、社会的、経済的など複合的な背景が要因に
育児と介護のダブルケア	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育児と親や家族の介護を同時に行うもの ・女性の社会進出などによる晩婚化、晩産化等が背景。少子高齢化とも密接に関連
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> ・本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指し、学業や就職、友人関係への影響が危惧される ・少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加や経済状況の変化など要因は様々
不登校	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力型、遊び・非行型、複合型などの類型がある ・要因は学校や家庭等様々にあると考えられ、特定は困難
ホームレス	<ul style="list-style-type: none"> ・倒産、失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々 ・就業機会や居住場所、保健医療の確保等が課題
出所者	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に至る以前から、就労、住居、対人関係、経済的困難、飲酒等、日常生活で多様な問題を抱えるケース ・再犯防止が課題だが、出所後に仕事と住居が無く、経済的な困窮や社会的孤立に陥り、再犯に至るという悪循環も
犯罪被害者	<ul style="list-style-type: none"> ・生命、身体、財産等の損害に加え、高額な医療費の負担や、収入の途絶等により経済的に困窮するケース ・外出できなくなるケースや他人や社会に対する信頼感の喪失など多様な影響
在留外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語や分野の壁、法・制度の不備、社会からの誤解や偏見等により、社会的に不利益を被るケース ・不法残留、不法就労、技能実習生の失踪などの外国人労働者の問題
LGBTQ	<ul style="list-style-type: none"> ・レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングなど性的マイノリティを表す総称の一つ ・教育、婚姻、仕事、医療、公的サービス等様々な場面において不利益を被るケース
ごみ屋敷（セルフネグレクト）	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の課題、経済的困窮、社会的孤立など考えられる要因は様々 ・近隣住民の身体、財産等に影響が及ぶ場合は代執行等の措置が必要になるケース

 背景や課題が複合的且つ複雑に絡んでおり、**既存の制度単一での対応、支援は困難**

必要な支援はどのように行われるべきか？



先に示したケースは重層的支援体制整備事業の対象になると考えられる一例であるが、その他にも既存の制度下では対応が困難となるケースは存在していると考えられる。また、時代や社会情勢等の要因によっても、今後、変化していくことが考えられる。

⇒ 本事業は、「既存の制度や取組では対応ができない」特性であるが故に、明確に対象者を可視化させることが難しいという側面を有するものであるといえる。



本懇談会でご議論いただきたいこと

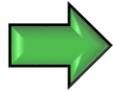
現実には、多種多様なケース（事業の対象者とすべき存在）が考えられ、また、その求められる対応も多くの方法が考えられる。そのような前提において、事業の柱となる

- 包括的な相談支援体制
- 参加支援の仕組み
- 地域づくり支援の仕組み

は、それぞれどのように構築、運用されるべきか。

体制整備に当たって求められる取り組み

- まずは、庁内の支援機関の棚卸しやケースの振り返りを行い、抜け漏れている支援対象者や対応できていないケースなどを整理していくことが必要。
- これにより、「重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像」、「既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担」、「重層的支援体制整備事業の支援の範囲」などが整理されていくことになる。
- また、業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていくことも必要。



庁内に分野横断的なプロジェクトチームを発足し、今後、社会資源の整理や合意形成を実施。

重層的支援体制整備事業のねらい

⇒ 生活分野が複数にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着目し、そのための支援体制を整備しようとするのが本事業の狙い。

